

免許番号 区第505号

漁場の位置 たつの市御津町室津地先

漁場の区域 次の点A、C、D及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域

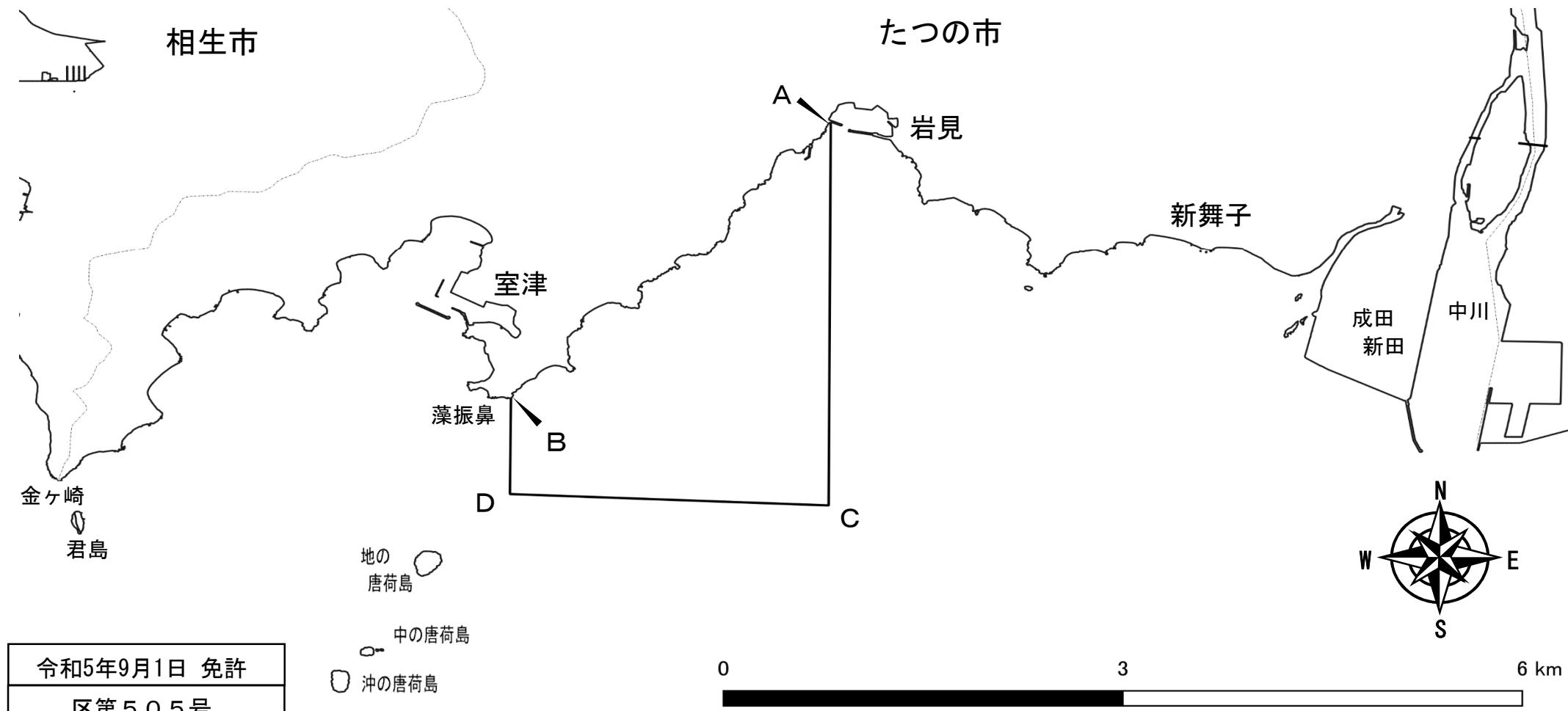
点の位置

A たつの市御津町岩見漁港西防波堤基部（北緯34度46. 89分、東経134度31. 57分）

B たつの市御津町室津藻振鼻南端（北緯34度45. 67分、東経134度30. 28分）

C 北緯34度45. 20分、東経134度31. 57分

D 北緯34度45. 25分、東経134度30. 28分



1	表 示				表示番号	表 示	
1	免許年月日	令和5年9月1日	存続期間	令和5年9月 1日から 令和10年8月31日まで	1	左記のとおり漁業権の設定を登録する。 令和5年9月1日	
	漁場	別紙漁場図のとおり					
	漁業の種類	第1種区画漁業 垂下式貝類養殖業 1月1日から12月31日まで					
	主な漁獲物						
	漁業の時期						
制限 又は 条件	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる 標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。						
漁業権区		先取特権区		抵当権区		入漁権区	
順位番号	事項	順位番号	事項	順位番号	事項	順位番号	
1	たつの市御津町室津493番地の2地先 室津漁業協同組合 のため漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日						
海区	兵庫県瀬戸内海海区	免許番号	区第505号	摘要			